

# 参議院議員(選挙区・比例代表)選挙

## 投票日は7月10日

参議院議員選挙は、6月22日(水)に公示、7月10日(日)に投票が行われます。この選挙は、今後の国政の行方を決める大事な選挙です。大切な一票を無駄にしないよう、必ず投票しましょう。

### 上士幌町で投票できる方

- 18歳以上の方(選挙人名簿に登録されている方)  
平成10年7月11日以前に生まれた人で、平成28年3月21日以前に住民登録の届出を行ない、上士幌町に住居を有する方。
- 転入した方  
平成28年3月21日以前に住居登録の届出を行ない、上士幌町に住んでいる方
- 平成28年3月22日以後に転入した方は、旧住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

### ● 転出された方

- 平成28年2月22日以後に転出した方  
(ただし、転出先で登録されてなく、転出から4か月を経過していない方)
- 平成28年2月21日以前に転出した方は、転出先の投票所で投票してください。

### 大切な一票を投票しましょう

- 不在者投票制度があります  
▼他の市区町村での不在者投票出張などで町外に滞在中の方は、

事前手続きをしていただくことで、滞在先の市区町村選挙管理委員会に不在者投票をすることができます。

### ▼指定施設での不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定している病院、老人ホームなどに入院・入所している方は、不在者投票をすることができます。

### ▼郵便等による不在者投票

身体に重度の障がいがあり、身体障害者手帳をお持ちの方で、その程度が基準以上に該当する方は、申請により自宅での不在者投票ができます。

### ● 代理人投票制度があります

身体上の故障や字を書けない方のために、代理投票制度があります。投票管理者が補助員を使って、選挙をする方が投票しようとする候補者の氏名を本人に代わって書いてくれます。

### ● 投票所・時間をお間違えなく

各投票所と投票時間は次の表のとおりです。お間違えのないよう投票所へお越しください。

### ● 投票所入場券をお忘れなく

公示日以降に「投票所入場券」を郵送します。必ず本人のものであることを確認の上、ハサミで切り離して

### ■投票所と投票時間

投票区	投票場所	投票時間
1	スポーツセンター	7時～19時
2	青少年会館	〃
3	北居辺コミュニティセンター	7時～18時
4	東居辺コミュニティセンター	〃
5	北門コミュニティセンター	〃
6	萩ヶ岡小学校	〃
7	上音更コミュニティセンター	〃
8	萩ヶ岡消防会館	〃
9	糠平温泉文化ホール	〃

持参してください。

入場券の紛失や届かなかった方も、選挙人名簿に登録された資格者であれば投票できます。投票所の係員にお申し出ください。なお、期日前投票も同様です。

### ● 候補者の政見などは選挙公報で

候補者の経歴・政見などを掲載した選挙公報を、投票日の2日前までに各世帯にお届けします。投票の参考にしてください。

# 選挙年齢が18歳以上に

平成10年7月11日以前に生まれた方

## 選挙年齢が18歳以上に

公職選挙法の改正により、平成28年6月19日の後に公示される選挙から、選挙権年齢が18歳以上になります。

このため、今回、実施される参議院議員通常選挙においても、18歳以上の方が投票することができます。

選挙権年齢の引き下げは、少子高齢化、人口減少社会を迎えている日本において、未来を作り担う存在である10代にもより政治に参画してもらい、早くから選挙権を持つことにより、社会の担い手であるという意識を若いうちからもっていただき、主体的に政治に関わる若者が増えてほしいとの考えがあります。

### こんなときは…期日前投票ができます

投票日当日、仕事やレジャーなどで投票所に行くことができないと見込まれる方は、期日前投票ができます。

- 【投票期間】** 6月23日(木)～7月9日(土)  
なお、期日前投票および不在者投票のいずれも、公示日の翌日からとなります。
- 【投票時間】** 午前8時30分～午後8時
- 【投票場所】** 期日前投票所(役場2階 庁議室)
- 【投票手続き】** 宣誓書に不在になる事由を記入後、投票用紙へ記載し、直接投票箱へ入れます。
- 【期日前投票期間中に誕生日を迎え18歳になる方】**  
満18歳に達していない場合は、期日前投票ではなく、不在者投票をすることになります。

## インターネット選挙運動で

ドキュメント

18歳以上(有権者)になれば、選挙運動ができます。SNSやブログなどのさまざまなインターネットツールを利用して、特定の候補者の当選を目的とした活動もできるようになります。

△例えば…▽

- ◆自分で選挙運動メッセージを掲示板やブログなどに書き込む
- ◆選挙運動メッセージをSNS(リツイート、シェア等)などで広める
- ◆選挙運動の様子を動画サイトに投稿する

※ご注意ください

なお、候補者や政党等以外は電子メールを利用した選挙運動はできません。

また、満18歳未満の者による選挙運動や公示・告示日から投票日前日までの期間以外の選挙運動も禁止されています。

詳しくは、総務省のホームページをご覧ください。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_](http://www.soumu.go.jp/main_)

<content/000225177.pdf>

お問い合わせは  
選挙管理委員会へ

ご不明な点や詳しいお問い合わせは、選挙管理委員会事務局(役場2階 ☎2-2111)までお気軽にお問い合わせください。